

## 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第24条第3項」を「第23条第1項第18号」に改める。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第42条第4項中「場合を除く。」の次に「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第45条の13第1項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第48条第2項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に、「第72条の18」を「第72条の18第1項第2号」に改める。

第49条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第60条の1第1項中「譲渡等」の次に「及び同項に規定する特定課税仕入れ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第73条中「又は第2項第1号」を「若しくは第2項第1号」に改める。

附則第5条の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第8条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を、「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附則第12条の2を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

附則第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

附則第20条中「次条」を「次項及び次条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われたときは、第202条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

附則第20条の2第2項中「鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る」を「認定鳥獣捕獲等事業者に係る」に改める。

（沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第4項中「及び第2条」を「（特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号

の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに第2条」に、「及び施行日」を「(平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等を除く。)及び特定課税仕入れ並びに施行日」に改める。

(沖縄県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 沖縄県税条例の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項の改正規定を削る。

附則第1項第2号中「、第42条」を削る。

附則第3項中「及び第42条」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第60条の1第1項及び第2条中附則第4項の改正規定並びに附則第6項の規定 平成27年10月1日

(2) 第1条中第20条第2項及び第45条の13第1項の改正規定並びに附則第2項及び附則第3項の規定 平成28年1月1日

(3) 第1条中第18条第3項、第42条第4項、第48条第2項、第49条第1項第1号及び第3項第1号、附則第8条並びに附則第14条の改正規定並びに附則第4項、附則第5項及び附則第8項から附則第20項までの規定 平成28年4月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例(以下「新条例」という。)第20条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第45条の13第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収につい

て適用し、同日前に支払を受けるべき平成27年改正法第1条の規定による改正前的地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

- 4 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 6 新条例第60条の1第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 7 新条例附則第12条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 8 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった同号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例（以下「旧条

例」という。) 附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ3級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

9 次の各号に掲げる期間内に、新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第85条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

10 平成28年4月1日前に旧条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(旧条例第85条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には省内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には省内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成27年改正法附則第12条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに知事に提出しなければならない。

12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。附則第14項において「施行規則」という。)第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。

13 附則第10項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規

定するもののほか、新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「平成27年改正法附則第12条第7項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第1号）附則第11項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第85条から第85条の3まで、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。

14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第10項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。

15 平成29年4月1日前に新条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（新条例第85条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

16 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第11項	前項	附則第15項
	附則第12条第4項	附則第12条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第12項	前項	附則第16項において準用する附則第11項
	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第13項	附則第10項	附則第15項
	同項	同項及び附則第16項において準用する附則第11項
	附則第12条第7項	附則第12条第10項において準用する同条第7項
	附則第11項	附則第16項において準用する附則第11項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第14項	附則第10項	附則第15項

17 平成30年4月1日前に新条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が

卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

18 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第11項	前項	附則第17項
	附則第12条第4項	附則第12条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第12項	前項	附則第18項において準用する附則第11項
	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第13項	附則第10項	附則第17項
	同項	同項及び附則第18項において準用する附則第11項
	附則第12条第7項	附則第12条第12項において準用する同条第7項
	附則第11項	附則第18項において準用する附則第11項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第14項	附則第10項	附則第17項

19 平成31年4月1日前に新条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

20 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第11項	前項	附則第19項
	附則第12条第4項	附則第12条第14項において準用する同条第4項
附則第12項	平成28年5月2日	平成31年4月30日
	前項	附則第20項において準用する附則第11項
附則第13項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
	附則第10項	附則第19項
	同項	同項及び附則第20項において準用する附則第11項
附則第12条第7項		附則第12条第14項において準用する同条第7項

	附則第11項	附則第20項において準用する 附則第11項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第14項	附則第10項	附則第19項

(狩猟税に関する経過措置)

- 21 新条例附則第20条第2項の規定は、施行日以後の狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 理 由

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、大法人に係る法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方消費税率引上げの施行日の変更及び個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、紙巻たばこ旧3級品に係る県たばこ税の特例税率の段階的な廃止等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。